

柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査要領

平成19年4月1日伺定

最終改正 令和2年11月1日伺定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程（平成19年公営企業管理規程第25号。以下「規程」という。）に基づき、柏崎市上下水道局が発注する建設工事に係る競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査及び業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に特別の定めがない事項は、柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領（以下「市の要領」という。）の例による。

(名簿登載要件)

第2条 対象工事を水道本支管布設工事とし、入札参加資格者名簿に登載する者は、原則として次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による土木工事業及び管工事業の許可を受けていること。

(2) 次に掲げるいずれかの資格者が在籍していること。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者

イ 日本水道協会配水管技能者登録制度の耐震登録を受けている者

ウ 日本水道協会新潟県支部が認めた主任配管工

エ 公益財団法人給水工事技術振興財団（以下「給工財団」という。）にある給水装置工事配管技能者認定協議会から認定証を交付された者

オ 給工財団が実施した給水装置工事配管技能者講習会の課程を修了した者

カ 給工財団が実施する給水装置工事配管技能検定に合格した者

(4) 経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日直前2年の事業年度において、規程別紙様式2に記載すべき工事の実績がある者

(客観的事項の審査)

第3条 次の各号に掲げる客観的事項の審査については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 年間平均完成工事高 前条第1項第3号に規定する直前2事業年度の年間平均完成工事高に応じて評点を与える。

(2) 技術力の評点 土木一式工事及び管工事について市の要領の例により算出した評点のそれぞれの2分の1を合算した数値とする。

(評点の付与)

第4条 資格者の数に応じて、次のとおり評点を与える。

資 格	点 数
水道法に規定する給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者	5 点
日本水道協会配水管技能者登録制度の耐震登録を受けている者	3 点

(主観的事項の審査)

第 5 条 主観的事項の審査については、市の要領第 2 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号の例による。

(総合評点)

第 6 条 資格審査の結果は、前条に規定する主観的事項の審査により得られた評点に次の算式により得られた評点を加算し、総合評点を算出する。

$$0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + (0.125 Z_1 + 0.125 Z_2) + 0.15 \times W + A$$

- X₁ : 年間平均完成工事高の評点
X₂ : 自己資本の額及び平均利益額の評点
Y : 経営状況の評点
Z₁ : 土木一式工事の技術力の評点
Z₂ : 管工事の技術力の評点
W : その他の審査事項の評点
A : 資格者の評点

(格付け)

第 7 条 格付けは、総合評点及び資格者数によって行う。この場合において、総合評点の基準は満たすが資格者数の基準を満たさないときは、資格者数の基準を満たすまで降級する。

(1) 総合評点

等級	総 合 評 点
A	800 以上
B	700～799
C	699 以下

(2) 資格者数

- ア A 等級 有資格者数が 4 人以上で、うち給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が 3 人以上であること。
イ B 等級 有資格者数が 3 人以上で、うち給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が 2 人以上であること。
ウ C 等級 有資格者数が 1 人以上であること。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度以後の入札参加資格審査に係るものについて適用する。